

産業建設常任委員会

日 時 平成 2 9 年 3 月 1 3 日 (月) 午後 1 時 分 ~
場 所 第 2 委員会室

1 開議

2 事務局日程説明

3 所管分付託議案審査(説明~質疑) 付託表その2

(審査順 : 別紙審査日程)

- (1) 第 3 号議案 平成 29 年度亀岡市簡易水道事業特別会計予算
- (2) 第 5 号議案 平成 29 年度亀岡市地域下水道事業特別会計予算
- (3) 第 8 号議案 平成 29 年度亀岡市土地取得事業特別会計予算
- (4) 第 1 0 号議案 平成 29 年度亀岡市上水道事業会計予算
- (5) 第 1 1 号議案 平成 29 年度亀岡市下水道事業会計予算
- (6) 第 4 9 号議案 亀岡市豊かな森を育てる基金条例の制定について
- (7) 第 5 0 号議案 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について
- (8) 第 5 3 号議案 土地改良事業(災害復旧事業)の施行について
- (9) 第 5 4 号議案 市道路線の認定について

4 討論~採決

5 行政報告

公営企業の経営戦略の策定について(地域下水道事業特別会計)

6 その他

- (1) 議会だよりの掲載内容について
- (2) わがまちトークの意見対応について
- (3) 行政視察について
- (4) 月例開催について

亀岡市地域下水道事業経営戦略の概要

1 「経営戦略」策定について

公営企業は料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としますが、人口減少等に伴う料金収入の減少や、少子高齢化などの社会構造の変化に伴う需要の変化、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大、耐震化をはじめ災害対応の強化、大量退職等に伴う職員数の減少など、公営企業を取り巻く経営環境は厳しさを増しつつあります。

また、経費負担原則に基づき、繰出金を負担している一般会計についても、今後、社会保障関係経費などの増大が見込まれ、厳しい財政状況にあります。

こうした中で、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしている公営企業は、自らの判断と責任に基づき経営健全化等に不断に取り組むことが必要であるとされ、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を平成 32 年度までに策定することが、平成 26 年 8 月に総務省より要請されています。

また、下水道事業の高資本費対策に要する経費に係る地方交付税措置については、平成 29 年度から「経営戦略」が策定されていることが要件化されています。

2 地域下水道事業の現状

市街化区域を中心とした公共下水道事業区域以外の周辺地域において、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業の 3 事業を、地域下水道事業特別会計を設置し、運営しています。

公共用水域の水質保全及び生活環境の改善を図るため、汚水処理施設の整備を推進してきたことで各事業とも建設事業は完了しており、施設の適正な維持管理と水洗化促進に努めています。

事業別概要（平成 27 年度末現在）

事業名	地区数	処理区域 面積	処理区域内 人口	水洗化人口	水洗化率
特定環境保全公共下水道	1 地区	80.0ha	1,698 人	1,476 人	86.9%
農業集落排水	5 地区	400.9ha	8,588 人	6,725 人	78.3%
小規模集合排水処理	1 地区	5.5ha	57 人	57 人	100.0%

3 「経営戦略」の策定単位

「経営戦略」については、特別会計ごとの策定を基本とすることとされていることから、地域下水道事業特別会計を策定単位としますが、その中心となる「投資・財政計画（収支計画）」は事業毎に作成します。

経営戦略	投資・財政計画（収支計画）
地域下水道事業特別会計	特定環境保全公共下水道事業
	農業集落排水事業
	小規模集合排水処理事業

4 計画期間

平成29年度から平成38年度までの10年間

5 経営の基本方針

地域下水道使用料は、設置当初の地区から公共下水道事業と同一料金として、地域格差の解消及び市民負担の公平性の確保等を図っています。使用料については、今後の人口減少に伴い減収となることは避けられないところであり、下水道未接続世帯への戸別訪問などの水洗化促進の取り組みを継続し、使用料の増収に努めています。

3事業合わせて7地区の施設については、供用開始が平成9年度から平成23年度となっていることから、各地区で老朽化等の状況は異なりますが、施設・設備の長寿命化対策に取り組みながら修繕経費の平準化を図っていきます。

今後、地域下水道事業の更新整備については、近隣地区との統廃合や公共下水道事業への接続及び編入等の検討を行い、計画的に進めていくこととします。

公営企業の「経営戦略」の策定推進について

- 各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

- 「経済・財政再生計画」の「集中改革期間」である平成28年度から平成30年度までの間、集中的に策定を推進(平成32年度までに策定率100%)
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略【イメージ】

効率化・経営健全化の取組

広域化,民間の資金・
ノウハウ活用(PPP
/PFI等)

組織,人材,定員,給
与の適正化

その他の経営基
盤強化の取組(IC
T活用等)

投資試算の検討

- ダウンサイジング、スペックダウン
- 長寿命化
- 過剰・重複投資の見直し
- 優先順位が低い事業の取りやめ 等

反映

収支 均衡

財源試算の検討

- 料金の見直し
- 内部留保額の見直し 等

収支ギャップが生じた場合にはその解消を図る

投資・財政計画の策定

(計画期間は基本10年以上)

経営基盤強化と財政マネジメントの向上

経営戦略の策定を進めるための方策

- 「経営戦略策定ガイドライン」の策定・公表(H28.1月)
- 毎年度、経営戦略の策定に係る進捗状況を調査・個別団体ごとに公表
- 水道事業の高料金対策、下水道事業の高資本費対策について、経営戦略策定を要件化(平成29年度～)



- 経営戦略の策定に要する経費に対する特別交付税措置(平成28年度～30年度)を創設

対象経費

- ・先進団体視察、専門家の招へい等に要する経費
- ・「投資・財政計画」の策定に要する経費(「投資試算」「財政試算」のシミュレーション、収支ギャップ解消策の検討等)
- ・水道広域化の調査・検討に要する経費 等

地方交付税措置の内容

- ・対象経費の1/2について一般会計から繰出(上限額 1,000万円(事業費ベース・複数年通算))
- ・一般会計繰出額の1/2について特別交付税措置
- ・水道広域化の調査・検討に要する経費については、上限額を上乗せ(+1,500万円)し、重点的に支援。

亀岡市地域下水道事業経営戦略

平成29年3月

亀岡市上下水道部

亀岡市地域下水道事業経営戦略

団 体 名 : 京都府亀岡市

事 業 名 : 地域下水道(特定環境保全公共下水道、農業集落排水、小規模集合排水処理)

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	別紙1参照	法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分	法非適
処理区域内人口密度	別紙1参照	流域下水道等への 接続の有無	無
処 理 区 数	7		
処 理 場 数	7		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	平成22年4月 農業集落排水事業 金岐地区 の処理区域を公共下水道に編入 平成26年4月 コミュニティプラント整備事業 天川地区 の処理区域を公共下水道に編入		

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中核都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

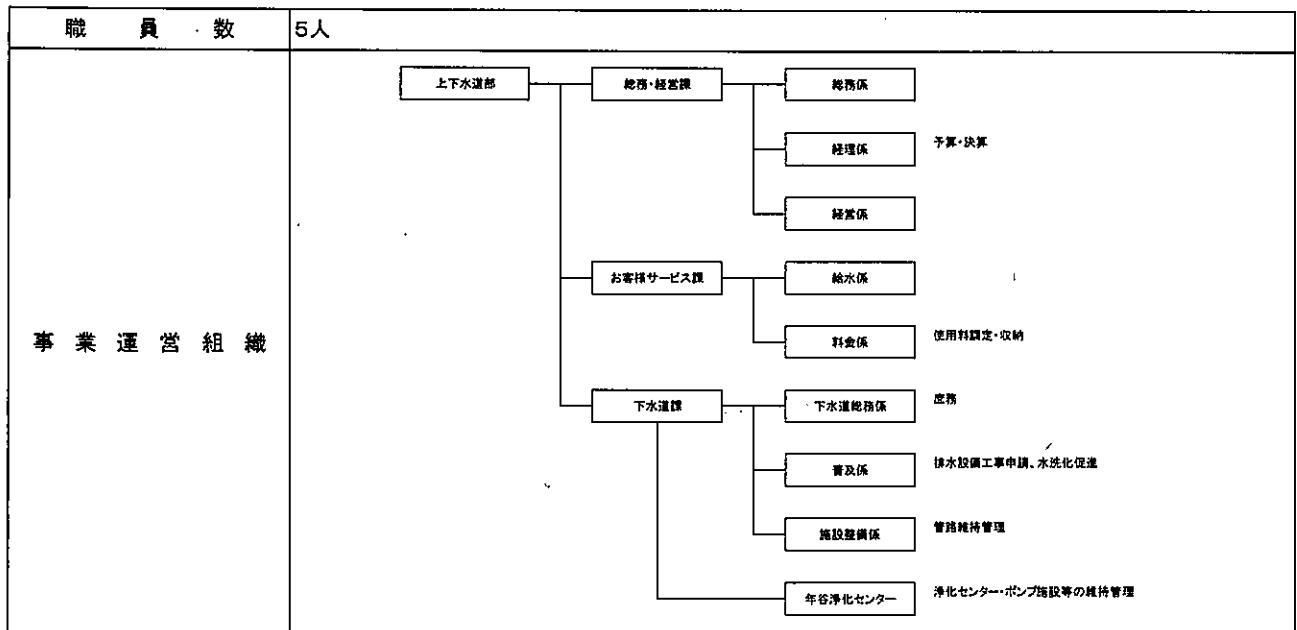
② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	1期2箇月あたり				
	○基本料金		基本排水量 20㎡	2,600円	
	○超過料金(1㎡につき)				
			21～30㎡	130円	
			31～40㎡	150円	
			41～60㎡	190円	
			61～100㎡	240円	
			101㎡以上	320円	
	毎使用時における排水量に応じ、基本料金と超過料金の合計額に100分の108を乗じて得た額				
業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当なし				
その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方	該当なし				
条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成27年度	2,916 円	実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 ㎡ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載	平成27年度	3,864 円
	平成26年度	2,835 円		平成26年度	3,864 円
	平成25年度	2,835 円		平成25年度	3,763 円

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織



(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 (包括的民間委託を含む)	使用料の徴収業務、施設の維持管理業務について、民間委託を積極的に推進し、民間企業のノウハウを活用することにより、業務処理の効率化及びサービス水準の向上を図っています。
	イ 指定管理者制度	該当なし
	ウ PPP・PFI	該当なし
資産活用の状況	ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4	該当なし
	イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5	農業集落排水施設川東浄化センターに太陽光発電設備を設置し、汚水処理施設の電源として使用しています。

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

特定環境保全公共下水道事業経営比較分析表	別紙2のとおり
農業集落排水事業経営比較分析表	別紙3のとおり
小規模集合排水処理事業経営比較分析表	別紙4のとおり

2. 経営の基本方針

亀岡市は広大な市域を有し地理的条件や経済性などから、市域全てを1つの下水道事業で運営することが困難な状況であるため、公共下水道事業と地域下水道事業に区分し運営しています。

公共下水道事業は主に市街化区域を中心に実施し、それ以外の周辺地域においては、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業、小規模集合排水処理事業の3事業を地域下水道事業として特別会計を設置し、良好な水環境を保全するための事業を実施しています。

地域下水道事業の整備事業(建設事業)については平成23年度に終了し、平成27年度末の水洗化率は79.8%となっています。

下水道使用料は、設置当初の地区から公共下水道事業と同一料金として、地域格差の解消及び市民負担の公平性の確保等を図っています。使用料については、今後の人口減少に伴い減収となることは避けられないところであり、下水道未接続世帯への戸別訪問などの水洗化促進の取り組みを継続し、使用料の増収に努めています。

7地区の施設については、供用開始が平成9年度から平成23年度となっていることから、各地区で老朽化等の状況は異なりますが、施設・設備の長寿命化対策に取り組みながら修繕経費の平準化を図っていきます。

今後、地域下水道事業の更新整備については、近隣地区との統廃合や公共下水道事業への接続及び編入等の検討を行い、計画的に進めていくこととします。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙5のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

施設の建設整備事業は完了しており、継続して安定的に污水处理サービスを提供していくために適正な維持管理を行います。今後、人口減少等に伴う使用料収入の減少や施設の老朽化による更新需要の増加により、経営環境が厳しさを増すことが予測されることから、計画的な点検・修繕により既存施設の機能維持と長寿命化を進めることとし、新たな整備・投資事業は実施しません。

② 収支計画のうち財源についての説明

地域下水道事業の収入の主なものは、使用料と一般会計繰入金となっています。使用料については、今後の人口減少や節水型社会への移行に伴う有収水量の減少を見込むとともに、未接続世帯への戸別訪問などの水洗化促進の取り組みを強化することも考慮して見込んでいます。なお、使用料の見直しについては、公共下水道事業と同一料金としていく中で検討等が必要であることから、今回の計画策定には見込んでいません。一般会計繰入金については、起債元利償還金等に対する繰出基準に基づく繰り入れに合わせて、施設建設費に係る財源負担割合に応じた繰り入れを行います。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

支出の人件費や物件費等については、現状の水準で推移するものとしています。また、修繕費については、現状の水準に加え緊急的な修繕に備えた費用を考慮しています。施設の維持管理経費については、現状の施設管理業務委託に薬品費の購入業務などを加え、効率的な事業運営に取り組むことで経費削減を図ります。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

広域化・共同化・最適化に関する事項	人口の減少傾向が見込まれることから、施設の更新整備の検討にあたっては、処理地区の再編や公共下水道への接続及び編入等の検討を併せて実施することとします。
投資の平準化に関する事項	各地区の供用開始が平成9年度から平成23年度であり、施設の老朽化等の状況が異なることから、地区ごとの施設・設備の更新時期や長寿命化の検討を行い、事業費の平準化が図るように整備計画の策定に取り組めます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	該当なし
その他の取組	該当なし

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	地域下水道事業の使用料は、当初の事業地区から、公共下水道事業区域との地域格差の解消、市民負担の軽減及び公平性の確保を図るため、公共下水道使用料と同一料金を適用しています。 平成22年度と平成25年度の2段階で、公共下水道使用料の改定に合わせて改定を行ったところであり、現状は限られた財源の中で、維持管理経費の縮減に努めることとされています。 今後、使用料見直しの必要性や改定内容、実施時期について慎重に検討を行うとともに、利用者への十分な説明と理解を得る中で見直しを判断する必要があると考えています。
資産活用による収入増加の取組について	該当なし
その他の取組	該当なし

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	水道事業にあわせた料金徴収業務の包括的民間委託や、公共下水道事業と合同で契約する施設管理等業務委託など、他の事業と合わせて効率的に外部委託の活用を努めます。
職員給与費に関する事項	施設のさらなる効率的な運営を確保するため、管理業務委託内容の計画的な見直しを行い、職員数の適正配置を検討し給与費の削減に努めます。
動力費に関する事項	該当なし
薬品費に関する事項	該当なし
修繕費に関する事項	計画的な点検・修繕により既存施設の機能維持と長寿命化を進め、修繕費の削減に努めていきます。
委託費に関する事項	効率的な施設管理を推進していく中で、計画的な点検等の業務が増加することが予測されることから、委託経費の増加も予測されるところであるため、維持管理経費全体で抑制するよう努めます。
その他の取組	該当なし

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	進捗管理として経営比較分析表を活用するとともに、投資・財政計画(収支計画)については毎年度の決算状況と比較し検証を行います。 また、特定環境保全公共下水道事業を平成31年度までに公営企業会計適用することや、農業集落排水事業の公営企業会計への適用の検討を踏まえながら、今後、経営戦略の見直しを行うこととします。
---------------------	---

亀岡市地域下水道事業 施設概要

事業名	地区名	供用開始年度	供用開始後 年数	処理区域 面積(ha)	処理区域内 人口密度 (人/ha)	処理区数	処理場数	処理区域
特定環境保全公共下水道	保津地区	平成13年度一部供用開始 平成14年度全部供用開始	15年	80.0	21.2	1	1	保津町地内
農業集落排水	半国地区	平成9年度	19年	25.0	23.3	1	1	東本梅町地内
	犬甘野地区	平成11年度	17年	17.1	18.5	1	1	西別院町犬甘野地内
	宮前地区	平成13年度一部供用開始 平成16年度全部供用開始	15年	65.0	23.0	1	1	宮前町地内
	本梅地区	平成16年度一部供用開始 平成19年度全部供用開始	12年	85.0	18.3	1	1	本梅町地内
	川東地区	平成21年度一部供用開始 平成23年度全部供用開始	7年	208.8	22.2	1	1	馬路町、旭町、千歳町 及び河原林町地内
小規模集合排水処理	小泉地区	平成12年度	16年	5.5	10.4	1	1	東別院町小泉地内

経営比較分析表

別紙2

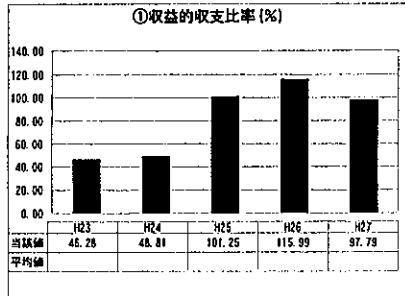
京都府 亀岡市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	特定環境保全公共下水道	03	
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)	有収率 (%)	1か月20㎡当たり家庭料金 (円)
-	該当数値なし	1.87	97.01	2,916

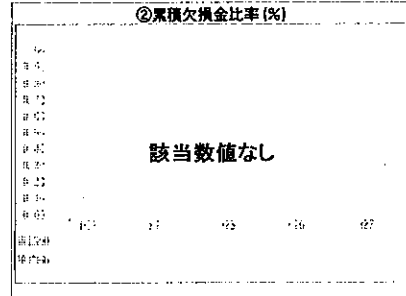
人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
90,931	224.80	404.50
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
1,698	0.80	2,122.50

グラフ凡例
■ 当該団体値 (当該値)
— 類似団体平均値 (平均値)
[] 平成27年度全国平均

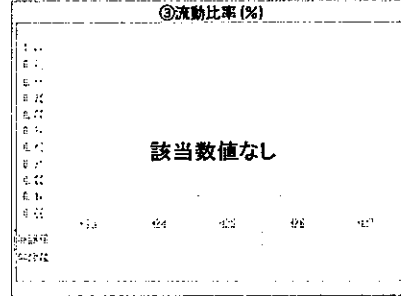
1. 経営の健全性・効率性



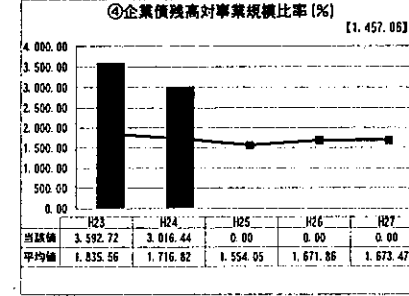
「単年度の収支」



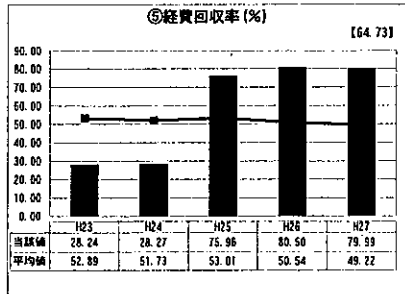
「累積欠損」



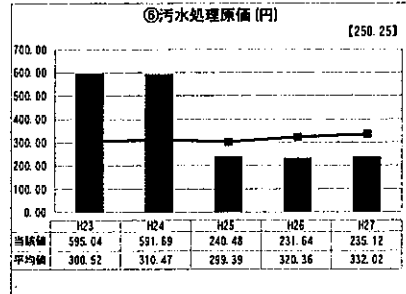
「支払能力」



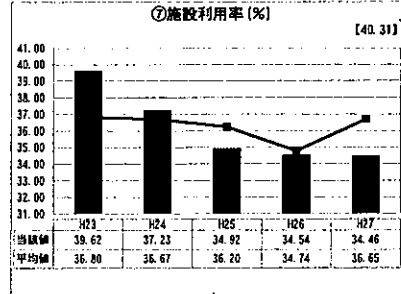
「債務残高」



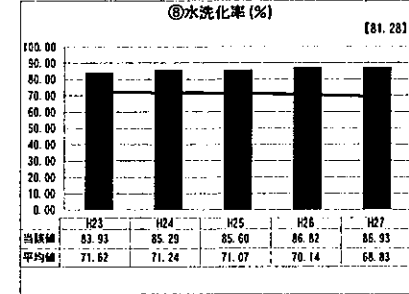
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

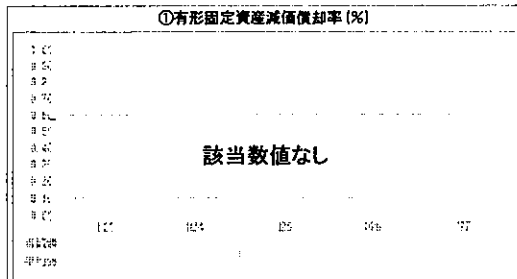


「施設の効率性」

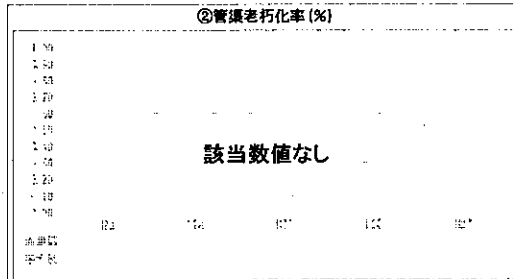


「使用料対象の捕捉」

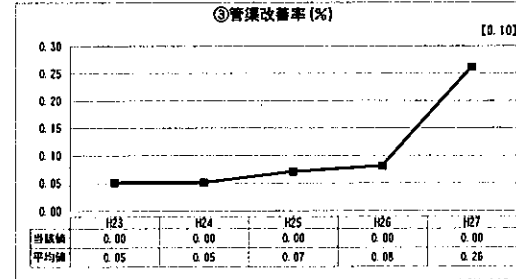
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率
一般会計繰入金と前年度繰越金との財源調整を行った結果100%未満となっており、一般会計繰入金の増減により比率が変動しています。

④企業債残高対事業規模比率
施設建設費に係る財源負担割合により、企業債償還金は一般会計負担となっているため0%となっています。

⑤経費回収率
使用料で不足する財源は一般会計繰入金で賄っています。一般会計繰入金の増減が課題となっており、更なる費用削減に取り組むこととしています。

⑥汚水処理原価
維持管理費の削減に向けた取り組みを進めており、平成25年度からは横ばいとなっています。類似団体と比べ低い状況であり、今後も更なる費用削減に取り組むこととしています。

⑦施設利用率
施設の効率性としては低い比率であり、水化率向上の取り組みを進め、効率的な施設利用に努めます。

⑧水化率
水化率向上の取り組みを進め、使用料収入の増収に努めます。

2. 老朽化の状況について

管渠の更新については、平成14年12月の供用開始であることから、更新・老朽化の対策は実施していません。

全体総括

使用料収入の増加が見込めない状況の中で、一般会計からの繰入金で財源不足を賄っている経営状況となっています。一般会計繰入金についても、一般会計の財政状況が厳しさを増す中で増減に向けた検討がされているため、経営改善に向けた取り組みの検討を行う必要があります。あわせて、水化促進の取り組みを強化し増収に努めなければなりません。

施設の維持管理経費の削減に取り組むとともに、計画的な点検・修繕による施設・設備の長寿命化を進めることとし、事業費の平準化を図りながら、効率的な事業運営に取り組むこととします。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業債残高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

経営比較分析表

別紙3

京都府 亀岡市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	下水道事業	農業集落排水	F2
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)
-	該当数値なし	9.47	91.60

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
90,931	224.80	404.50
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
8,588	4.01	2,141.65

グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- [] 平成27年度全国平均

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益的収支比率
下水道接続世帯の増加に伴い使用料収入が増加したため、収支比率は向上傾向にありますが、依然として100%未満となっており、一般会計繰入金に依存した経営状況であります。

④企業価値高対事業規模比率
施設建設費に係る財源負担割合により、企業価値還元金は一般会計負担となっているため0%となっています。

⑤経費回収率
使用料で不足する財源は一般会計繰入金で賄っています。一般会計繰入金の増減が課題となっており、更なる費用削減に取り組むこととしています。

⑥汚水処理原価
維持管理費の削減に向けた取り組みを進めていますが、施設の老朽化から修繕費が増加傾向にあるため上昇しています。施設の維持管理費の平準化が図れるように計画的に取り組むを進めます。

⑦施設利用率
施設の効率性としては類似団体と同水準ではありますが、更なる効率的な施設利用ができるように水洗化率向上の取り組みを進めます。

⑧水洗化率
下水道接続世帯の増加に伴い水洗化率は上昇傾向にあることから、今後も水洗化促進の取り組みを進め、使用料収入の増収に努めます。

2. 老朽化の状況について

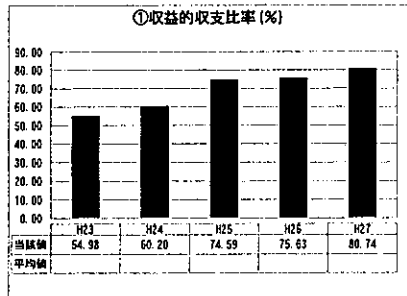
農業集落排水は5地区で事業を実施しています。供用開始が平成9年度から平成23年度となっていることから、各地区の施設の老朽化は異なりますが、管渠の更新・老朽化の対策については、耐用年数から実施していません。

全体総括

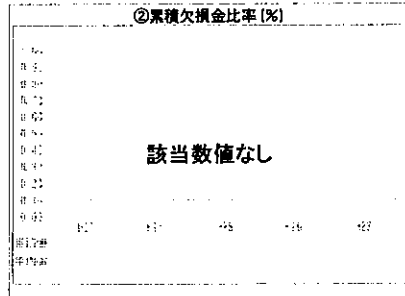
使用料収入については、下水道接続世帯の増加傾向により年々増加してきましたが、増加割合の上昇も少なくなってきたところであり、水洗化促進の取り組みを強化し増収に努めなければなりません。使用料の財源不足については、一般会計からの繰入金で賄っている経営状況となっていますが、一般会計の財政状況が厳しさを増す中で増減に向けた検討がされているため、経営改善に向けた取り組みの検討を行う必要があります。

また、施設の維持管理経費の削減に取り組むとともに、計画的な点検・修繕による施設・設備の長寿命化を進めることとし、事業費の平準化を図りながら、効率的な事業運営に取り組むこととします。

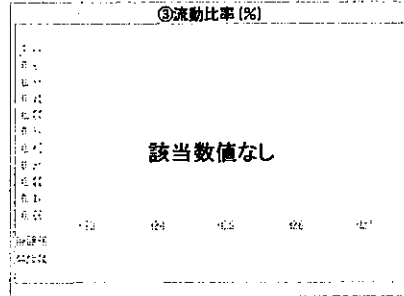
1. 経営の健全性・効率性



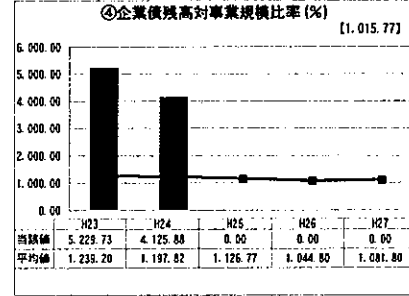
「単年度の収支」



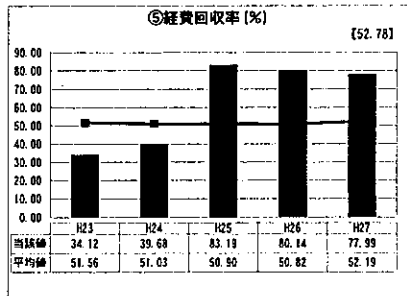
「累積欠損」



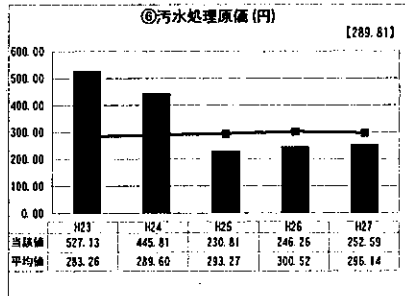
「支払能力」



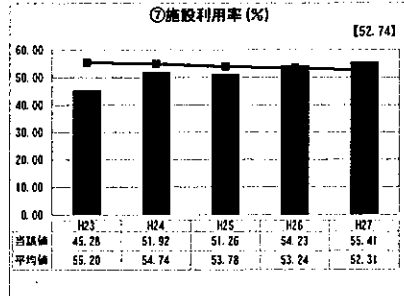
「債務残高」



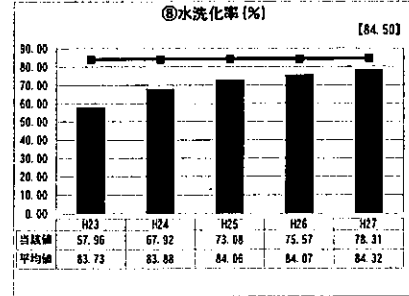
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

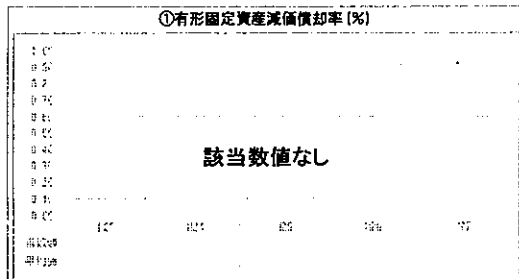


「施設の効率性」

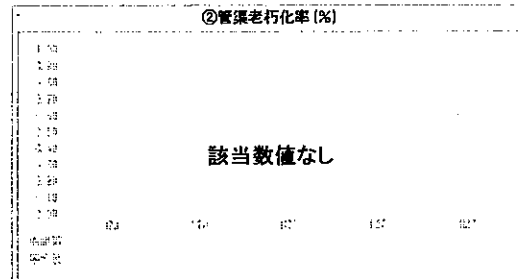


「使用料対象の捕捉」

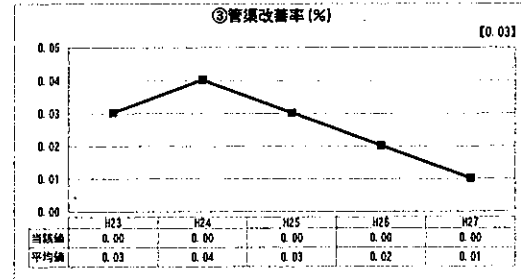
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、企業価値高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

経営比較分析表

別紙4

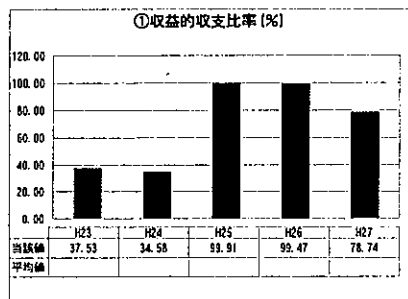
京都府 亀岡市

業務名	業種名	事業名	類似団体区分	
法非適用	下水道事業	小規模集合排水処理	12	
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	有収率(%)	1か月20㎡当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	0.06	78.90	2,916

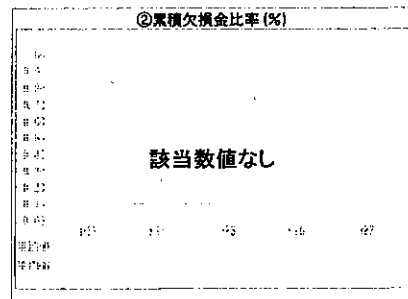
人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
90,931	224.80	404.50
処理区域内人口(人)	処理区域面積(km ²)	処理区域内人口密度(人/km ²)
57	0.05	1,140.00

グラフ凡例
■ 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
【】 平成27年度全国平均

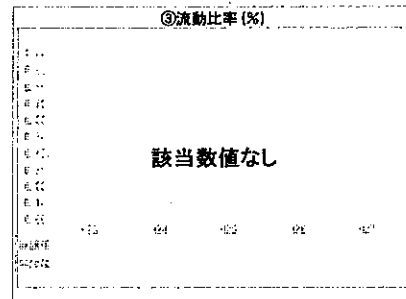
1. 経営の健全性・効率性



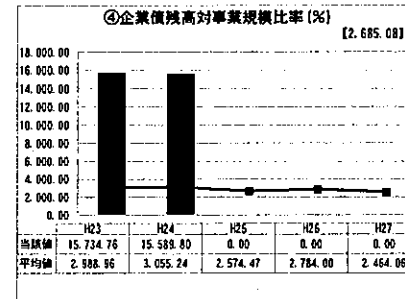
「単年度の収支」



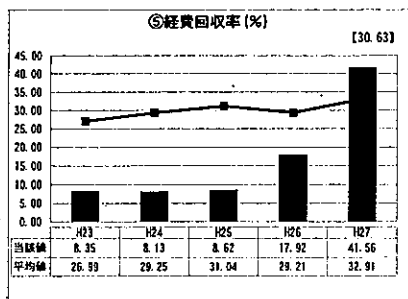
「累積欠損」



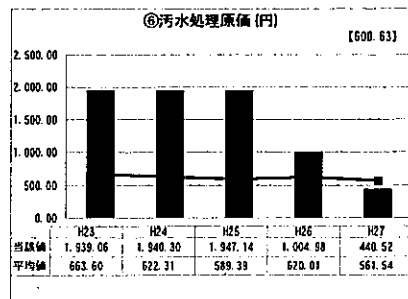
「支払能力」



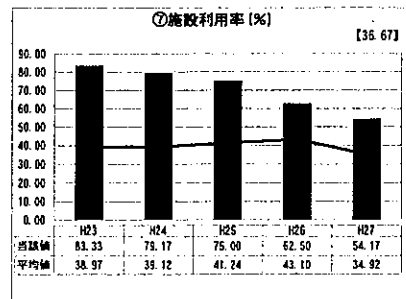
「債務残高」



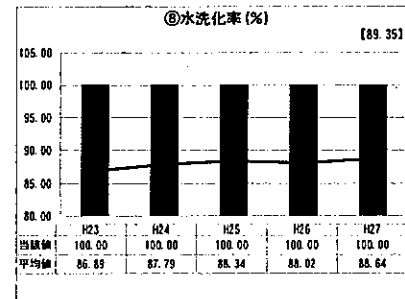
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

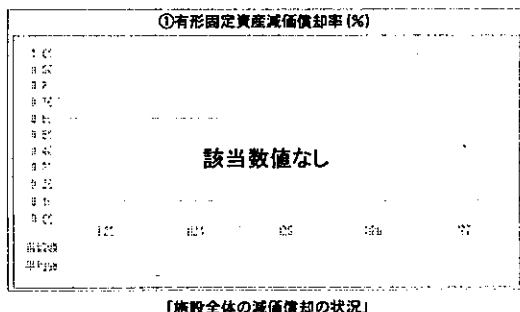


「施設の効率性」

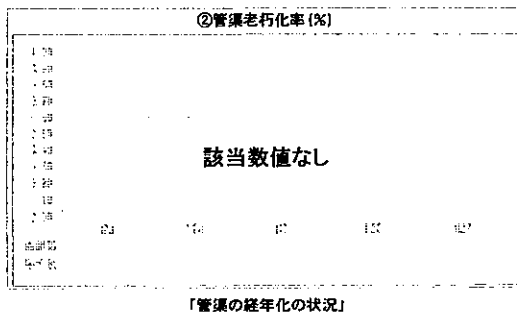


「使用料対象の捕捉」

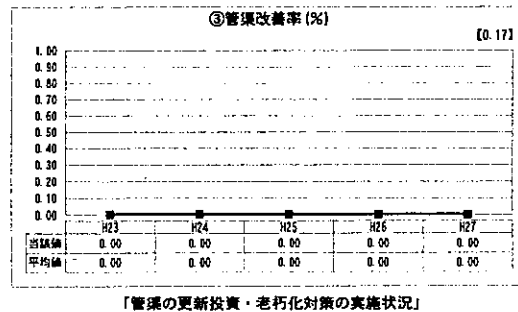
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管渠の経年化の状況」



「管渠の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

①収益の収支比率
一般会計繰入金に依存した経営状況であります。一般会計繰入金と前年度繰越金との財源調整による一般会計繰入金の増減で比率が変動しています。

④企業価値高対事業規模比率
施設建設費に係る財源負担割合により、企業価値還元は一般会計負担となっているため0%となっています。

⑤経費回収率
設備等の修繕費が減少したため、平成27年度の経費回収率は上昇したが、使用料で不足する財源は一般会計繰入金で賄っています。一般会計繰入金の増減が課題となっており、更なる費用削減に取り組むこととしています。

⑥汚水処理原価
設備等の修繕費が減少したため、平成27年度の汚水処理原価は下がりましたが、今後も更なる費用削減に取り組むこととしています。

⑦施設利用率
水洗化率が100%ですが、使用水量が減少傾向となっていることで、施設の利用率が低下しています。使用水量の減少は、使用料収入の減少となることから、厳しい経営状況となっています。

⑧水洗化率
水洗化率は100%となっていることから、地域の水環境の保全に寄与していると考えられます。

2. 老朽化の状況について

管渠の更新については、平成12年5月の供用開始であることから、更新・老朽化の対策は実施していません。

全体総括

使用料収入の増加が見込めない状況の中で、一般会計からの繰入金で財源不足を賄っている経営状況となっています。一般会計繰入金についても、一般会計の財政状況が厳しさを増す中で増減に向けた検討がされているため、経営改善に向けた取り組みの検討を行う必要があります。

施設の維持管理経費の削減に取り組むとともに、計画的な点検・修繕による施設・設備の長寿命化を進めるとし、事業費の平準化を図りながら、効率的な事業運営に取り組むこととします。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益の収支比率の類似団体平均等を表示していません。

※ 平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数に基づき算出していますが、企業価値高対事業規模比率及び管渠改善率については、平成26年度の事業数に基づき類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画
(収支計画)

【地域下水道事業特別会計】

(単位:千円, %)

区 分		年 度	平成27年度 (決算)	平成28年度 〔決算〕 〔見込〕	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収 益 的 収 入	収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	650,929	563,503	647,429	649,481	654,161	661,187	673,993	678,718	673,025	663,249	648,615	646,495
		(1) 営 業 収 益 (B)	168,390	165,504	167,506	169,237	169,023	167,614	166,741	164,851	163,962	163,072	162,182	160,075
		ア 料 金 収 入	168,390	165,504	167,506	169,237	169,023	167,614	166,741	164,851	163,962	163,072	162,182	160,075
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他												
		(2) 営 業 外 収 益	482,539	397,999	479,923	480,244	485,138	493,573	507,252	513,867	509,063	500,177	486,433	486,420
		ア 他 会 計 繰 入 金	480,410	395,671	479,729	480,231	485,125	493,560	507,239	513,854	509,050	500,164	486,420	486,407
		イ そ の 他	2,129	2,328	194	13	13	13	13	13	13	13	13	13
	収 益 的 支 出	2 総 費 用 (D)	385,473	331,588	351,710	339,684	330,838	314,049	304,074	292,634	289,806	274,469	259,323	240,499
		(1) 営 業 費 用	215,604	169,772	197,642	194,660	195,054	187,708	187,379	185,765	192,860	187,478	182,118	172,856
		ア 職 員 給 与 費	42,445	25,507	33,775	33,075	33,075	26,850	26,850	26,850	26,850	26,850	26,850	26,850
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	173,159	144,265	163,867	161,585	161,979	160,858	160,529	158,915	166,010	160,628	155,268	146,006
		(2) 営 業 外 費 用	169,869	161,816	154,068	145,024	135,784	126,341	116,695	106,869	96,946	86,991	77,205	67,643
資 本 的 収 入	資 本 的 収 入	ア 支 払 利 息	169,869	161,816	154,068	145,024	135,784	126,341	116,695	106,869	96,946	86,991	77,205	67,643
		ウ ち 一 時 借 入 金 利 息	148	165	934	934	934	934	934	934	934	934	934	934
		イ そ の 他												
	資 本 的 支 出	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	265,456	231,915	295,719	309,797	323,323	347,138	369,919	386,084	383,219	388,780	389,292	405,996
		1 資 本 的 収 入 (F)	139,137	181,684	152,072	147,465	144,591	130,174	116,359	108,537	116,466	112,340	100,282	70,296
		(1) 地 方 債												
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
		(2) 他 会 計 補 助 金	55,206	64,691	68,238	69,585	70,962	72,371	73,657	73,457	74,385	74,540	72,282	70,296
		(3) 他 会 計 借 入 金												
資 本 的 支 出	資 本 的 支 出	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	26,198	4,200										
		(6) 工 事 負 担 金												
		(7) そ の 他	57,733	112,793	83,834	77,880	73,629	57,803	42,702	35,080	42,081	37,800	28,000	
	資 本 的 支 出	2 資 本 的 支 出 (G)	390,086	409,605	447,610	456,655	465,896	475,338	484,829	492,401	498,180	499,625	493,637	487,862
		(1) 建 設 改 良 費												
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	390,086	409,605	447,610	456,655	465,896	475,338	484,829	492,401	498,180	499,625	493,637	487,862
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
		(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
		(5) そ の 他												
	収 支 差 引 (F)-(G) (I)	3 収 支 差 引	△ 250,949	△ 227,921	△ 295,538	△ 309,190	△ 321,305	△ 345,164	△ 368,470	△ 383,864	△ 381,714	△ 387,285	△ 393,355	△ 417,566

投資・財政計画
(収支計画)

【地域下水道事業特別会計】

(単位:千円, %)

区 分	年 度	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	14,507	3,994	181	607	2,018	1,974	1,449	2,220	1,505	1,495	△ 4,063	△ 11,570
積 立 金	(K)	27,686	6,515	181									
前年度からの繰越金	(L)	17,017	3,838	1,317	1,317	1,924	3,942	5,916	7,365	9,585	11,090	12,585	8,522
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	3,838	1,317	1,317	1,924	3,942	5,916	7,365	9,585	11,090	12,585	8,522	△ 3,048
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)	3,838	1,317	1,317	1,924	3,942	5,916	7,365	9,585	11,090	12,585	8,522	
(N)-(O) 赤 字 (Q)													3,048
赤 字 比 率 (	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												2
収益的収支比率 (	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	84	76	81	82	82	84	85	86	85	86	86	89
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												3,048
営業収益－受託工事収益	(B)-(O) (S)	168,390	165,504	167,506	169,237	169,023	167,614	166,741	164,851	163,962	163,072	162,182	160,075
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												2
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												3,048
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												160,075
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												2
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	8,320,072	7,910,467	7,462,857	7,006,202	6,540,306	6,064,968	5,580,139	5,087,738	4,589,558	4,089,933	3,596,296	3,108,434

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的収支分		480,410	395,671	479,729	480,231	485,125	493,560	507,239	513,854	509,050	500,164	486,420	486,407
うち基準内繰入金		350,589	392,372	470,553	467,825	474,284	481,893	495,754	501,007	492,833	487,622	476,575	484,275
うち基準外繰入金		129,821	3,299	9,176	12,406	10,841	11,667	11,485	12,847	16,217	12,542	9,845	2,132
資本的収支分		55,206	64,691	68,238	69,585	70,962	72,371	73,657	73,457	74,385	74,540	72,282	70,296
うち基準内繰入金		55,206	61,054	63,974	65,145	66,338	67,554	68,794	70,059	71,348	72,662	72,199	70,296
うち基準外繰入金			3,637	4,264	4,440	4,624	4,817	4,863	3,398	3,037	1,878	83	
合 計		535,616	460,362	547,967	549,816	556,087	565,931	580,896	587,311	583,435	574,704	558,702	556,703

投資・財政計画
(収支計画)

【事業名: 特定環境保全公共下水道】

(単位: 千円, %)

区 分		年 度	平成27年度 (決 算)	平成28年度 〔 決 算 〕 〔 決 見 込 〕	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	144,107	137,828	143,819	145,830	143,874	144,338	143,780	144,723	147,072	140,147	133,613	123,141	
		(1) 営 業 収 益 (B)	31,980	31,189	31,468	29,796	29,242	28,710	28,156	27,602	27,049	26,495	25,941	25,387
		ア 料 金 収 入	31,980	31,189	31,468	29,796	29,242	28,710	28,156	27,602	27,049	26,495	25,941	25,387
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
		ウ そ の 他												
		(2) 営 業 外 収 益	112,127	106,639	112,351	116,034	114,632	115,628	115,624	117,121	120,023	113,652	107,672	97,754
		ア 他 会 計 繰 入 金	111,389	106,635	112,347	116,030	114,628	115,624	115,620	117,117	120,019	113,648	107,668	97,750
		イ そ の 他	738	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	2 総 費 用 (D)	65,973	58,163	59,838	59,931	55,225	53,480	51,696	50,398	51,739	45,379	41,576	39,822	
		(1) 営 業 費 用	39,979	33,820	37,185	39,008	36,069	36,131	36,194	36,783	40,047	35,611	33,676	33,741
		ア 職 員 給 与 費	7,640	7,911	8,178	8,178	8,178	8,178	8,178	8,178	8,178	8,178	8,178	8,178
		ウ ち 退 職 手 当												
		イ そ の 他	32,339	25,909	29,007	30,830	27,891	27,953	28,016	28,605	31,869	27,433	25,498	25,563
		(2) 営 業 外 費 用	25,994	24,343	22,653	20,923	19,156	17,349	15,502	13,615	11,692	9,768	7,900	6,081
ア 支 払 利 息		25,994	24,343	22,653	20,923	19,156	17,349	15,502	13,615	11,692	9,768	7,900	6,081	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息														
イ そ の 他														
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		78,134	79,665	83,981	85,899	88,649	90,858	92,084	94,325	95,333	94,768	92,037	83,319	
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)			1,775	1,779	1,782	1,786	1,789	1,793	1,796	1,800			
		(1) 地 方 債 償 還 金												
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債 償 還 金												
		(2) 他 会 計 補 助 金			1,775	1,779	1,782	1,786	1,789	1,793	1,796	1,800		
		(3) 他 会 計 借 入 金												
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
		(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他													
	2 資 本 的 支 出 (G)	80,639	82,292	85,756	87,486	89,254	91,061	92,907	94,795	96,139	95,269	92,037	91,669	
		(1) 建 設 改 良 費												
		ウ ち 職 員 給 与 費												
		(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	80,639	82,292	85,756	87,486	89,254	91,061	92,907	94,795	96,139	95,269	92,037	91,669
		(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金														
(5) そ の 他														
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 80,639	△ 82,292	△ 83,981	△ 85,707	△ 87,472	△ 89,275	△ 91,118	△ 93,002	△ 94,343	△ 93,469	△ 92,037	△ 91,669	

投資・財政計画
(収支計画)

【事業名:特定環境保全公共下水道】

(単位:千円, %)

区 分	年 度	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	△ 2,505	△ 2,627		192	1,177	1,583	966	1,323	990	1,299		△ 8,350
積 立 金	(K)												
前年度からの繰越金	(L)	5,975	3,470	843	843	1,035	2,212	3,795	4,761	6,084	7,074	8,373	8,373
前年度繰上充用金	(M)												
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	3,470	843	843	1,035	2,212	3,795	4,761	6,084	7,074	8,373	8,373	23
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)	3,470	843	843	1,035	2,212	3,795	4,761	6,084	7,074	8,373	8,373	23
	(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$												
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	98	98	99	99	100	100	99	100	99	100	100	94
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不足額	(R)												
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	31,980	31,189	31,468	29,796	29,242	28,710	28,156	27,602	27,049	26,495	25,941	25,387
地方財政法による 資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$												
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不足額	(T)												
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模	(V)												
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$												
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	1,255,957	1,173,665	1,087,909	1,000,423	911,169	820,108	727,201	632,406	536,267	440,998	348,961	257,292

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収 益 的 収 支 分		111,389	106,635	112,347	116,030	114,628	115,624	115,620	117,117	120,019	113,648	107,668	97,750
うち基準内繰入金		82,173	106,635	106,634	106,630	106,628	106,624	106,620	106,617	106,035	103,237	99,937	97,750
うち基準外繰入金		29,216		5,713	9,400	8,000	9,000	9,000	10,500	13,984	10,411	7,731	
資 本 的 収 支 分				1,775	1,779	1,782	1,786	1,789	1,793	1,796	1,800		
うち基準内繰入金				1,775	1,779	1,782	1,786	1,789	1,793	1,796	1,800		
うち基準外繰入金													
合 計		111,389	106,635	114,122	117,809	116,410	117,410	117,409	118,910	121,815	115,448	107,668	97,750

投資・財政計画
(収支計画)

【事業名:農業集落排水】

(単位:千円, 96)

年 度		平成27年度 (決算)	平成28年度 〔決算〕 〔決見込〕	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
区 分													
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	495,708	415,039	491,666	492,101	498,791	505,408	518,829	522,640	514,658	511,866	503,828	512,241
	(1) 営 業 収 益 (B)	135,642	133,606	135,301	138,759	139,112	138,247	137,941	136,618	136,294	135,971	135,648	134,107
	ア 料 金 収 入	135,642	133,606	135,301	138,759	139,112	138,247	137,941	136,618	136,294	135,971	135,648	134,107
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他												
	(2) 営 業 外 収 益	360,064	281,433	356,365	353,342	359,679	367,161	380,888	386,022	378,364	375,895	368,180	378,134
	ア 他 会 計 繰 入 金	358,673	279,109	356,175	353,333	359,670	367,152	380,879	386,013	378,355	375,886	368,171	378,125
	イ そ の 他	1,391	2,324	190	9	9	9	9	9	9	9	9	9
	2 総 費 用 (D)	314,933	268,857	286,533	274,928	270,964	256,099	248,091	238,107	234,127	225,343	214,197	197,327
	(1) 営 業 費 用	173,777	133,930	157,489	153,019	156,346	148,931	148,533	146,296	150,120	149,167	145,736	136,402
	ア 職 員 給 与 費	34,805	17,596	25,597	24,897	24,897	18,672	18,672	18,672	18,672	18,672	18,672	18,672
	イ そ の 他	138,972	116,334	131,892	128,122	131,449	130,259	129,861	127,624	131,448	130,495	127,064	117,730
	(2) 営 業 外 費 用	141,156	134,927	129,044	121,909	114,618	107,168	99,558	91,811	84,007	76,176	68,461	60,925
収 益 的 支 出	ア 支 払 利 息	141,156	134,927	129,044	121,909	114,618	107,168	99,558	91,811	84,007	76,176	68,461	60,925
	イ そ の 他	148	165	934	934	934	934	934	934	934	934	934	934
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	180,773	146,182	205,133	217,173	227,827	249,309	270,738	284,533	280,531	286,523	289,631	314,914
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	138,082	178,448	147,002	142,332	139,394	124,912	111,031	103,141	111,001	106,805	96,479	66,425
	(1) 地 方 債 償 還 金												
	イ そ の 他												
	(2) 他 会 計 補 助 金	54,151	61,455	63,168	64,452	65,765	67,109	68,329	68,061	68,920	69,005	68,479	66,425
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金	26,198	4,200										
	(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他	57,733	112,793	83,834	77,880	73,629	57,803	42,702	35,080	42,081	37,800	28,000	
	2 資 本 的 支 出 (G)	299,896	317,589	351,954	359,090	366,380	373,830	381,286	386,777	391,017	393,132	390,173	384,559
	(1) 建 設 改 良 費												
	イ そ の 他												
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	299,896	317,589	351,954	359,090	366,380	373,830	381,286	386,777	391,017	393,132	390,173	384,559
資 本 的 支 出	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
	(5) そ の 他												
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 161,814	△ 139,141	△ 204,952	△ 216,758	△ 226,986	△ 248,918	△ 270,255	△ 283,636	△ 280,016	△ 286,327	△ 293,694	△ 318,134

投資・財政計画
(収支計画)

【事業名:農業集落排水】

(単位:千円, %)

区 分	年 度	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収 支 再 差 引	(E)+(I) (J)	18,959	7,041	181	415	841	391	483	897	515	196	△ 4,063	△ 3,220
積 立 金	(K)	27,686	6,515	181									
前年度からの繰越金	(L)	8,607		406	406	821	1,662	2,053	2,536	3,433	3,948	4,144	81
前年度繰上充用金	(M)		120										
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M) (N)	△ 120	406	406	821	1,662	2,053	2,536	3,433	3,948	4,144	81	△ 3,139
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)												
実 質 収 支	黒 字 (P)		406	406	821	1,662	2,053	2,536	3,433	3,948	4,144	81	
(N)-(O) 赤 字 (Q)		120											3,139
赤 字 比 率	$\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$	0											2
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	81	71	77	78	78	80	82	84	82	83	83	88
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額	(R)	120											3,139
営業収益－受託工事収益	(B)-(C) (S)	135,642	133,606	135,301	138,759	139,112	138,247	137,941	136,618	136,294	135,971	135,648	134,107
地方財政法による資金不足の比率	$((R)/(S) \times 100)$	0											2
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額	(T)	120											3,139
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	(U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	(V)	135,642											134,107
健全化法第22条により算定した資金不足比率	$((T)/(V) \times 100)$	0											2
他会計借入金残高	(W)												
地 方 債 残 高	(X)	6,920,601	6,603,012	6,251,058	5,891,968	5,525,588	5,151,758	4,770,472	4,383,695	3,992,678	3,599,546	3,209,373	2,824,814

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	平成27年度 (決算)	平成28年度 (決算)	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収 益 的 収 支 分		358,673	279,109	356,175	353,333	359,670	367,152	380,879	386,013	378,355	375,886	368,171	378,125
うち基準内繰入金		259,532	276,703	354,943	352,278	358,799	366,474	380,402	385,721	378,196	375,849	368,170	378,125
うち基準外繰入金		99,141	2,406	1,232	1,055	871	678	477	292	159	37	1	
資 本 的 収 支 分		54,151	61,455	63,168	64,452	65,765	67,109	68,329	68,061	68,920	69,005	68,479	66,425
うち基準内繰入金		54,151	57,818	58,904	60,012	61,141	62,292	63,466	64,663	65,883	67,127	68,396	66,425
うち基準外繰入金			3,637	4,264	4,440	4,624	4,817	4,863	3,398	3,037	1,878	83	
合 計		412,824	340,564	419,343	417,785	425,435	434,261	449,208	454,074	447,275	444,891	436,650	444,550

投資・財政計画
(収支計画)

【事業名:小規模集合排水処理】

(単位:千円, %)

年 度		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
区 分		(決算)	[決算]										
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	11,116	10,636	11,944	11,550	11,496	11,441	11,384	11,355	11,295	11,236	11,174	11,113
	(1) 営 業 収 益 (B)	768	709	737	682	669	657	644	631	619	606	593	581
	ア 料 金 収 入	768	709	737	682	669	657	644	631	619	606	593	581
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)												
	ウ そ の 他												
	(2) 営 業 外 収 益	10,348	9,927	11,207	10,868	10,827	10,784	10,740	10,724	10,676	10,630	10,581	10,532
	ア 他 会 計 繰 入 金	10,348	9,927	11,207	10,868	10,827	10,784	10,740	10,724	10,676	10,630	10,581	10,532
	イ そ の 他												
	2 総 費 用 (D)	4,567	4,568	5,339	4,825	4,649	4,470	4,287	4,129	3,940	3,747	3,550	3,350
	(1) 営 業 費 用	1,848	2,022	2,968	2,633	2,639	2,646	2,652	2,686	2,693	2,700	2,706	2,713
	ア 職 員 給 与 費												
	ウ ち 退 職 手 当												
	イ そ の 他	1,848	2,022	2,968	2,633	2,639	2,646	2,652	2,686	2,693	2,700	2,706	2,713
	(2) 営 業 外 費 用	2,719	2,546	2,371	2,192	2,010	1,824	1,635	1,443	1,247	1,047	844	637
収 益 的 支 出	ア 支 払 利 息	2,719	2,546	2,371	2,192	2,010	1,824	1,635	1,443	1,247	1,047	844	637
	ウ ち 一 時 借 入 金 利 息												
	イ そ の 他												
	3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)	6,549	6,068	6,605	6,725	6,847	6,971	7,097	7,226	7,355	7,489	7,624	7,763
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1,055	3,236	3,295	3,354	3,415	3,476	3,539	3,603	3,669	3,735	3,803	3,871
	(1) 地 方 債												
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債												
	(2) 他 会 計 補 助 金	1,055	3,236	3,295	3,354	3,415	3,476	3,539	3,603	3,669	3,735	3,803	3,871
	(3) 他 会 計 借 入 金												
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金												
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金												
	(6) 工 事 負 担 金												
	(7) そ の 他												
	2 資 本 的 支 出 (G)	9,551	9,724	9,900	10,079	10,262	10,447	10,636	10,829	11,024	11,224	11,427	11,634
	(1) 建 設 改 良 費												
	ウ ち 職 員 給 与 費												
	(2) 地 方 債 償 還 金 (H)	9,551	9,724	9,900	10,079	10,262	10,447	10,636	10,829	11,024	11,224	11,427	11,634
	(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
資 本 的 支 出	(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
	(5) そ の 他												
	3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)	△ 8,496	△ 6,488	△ 6,605	△ 6,725	△ 6,847	△ 6,971	△ 7,097	△ 7,226	△ 7,355	△ 7,489	△ 7,624	△ 7,763

投資・財政計画
(収支計画)

【事業名:小規模集合排水処理】

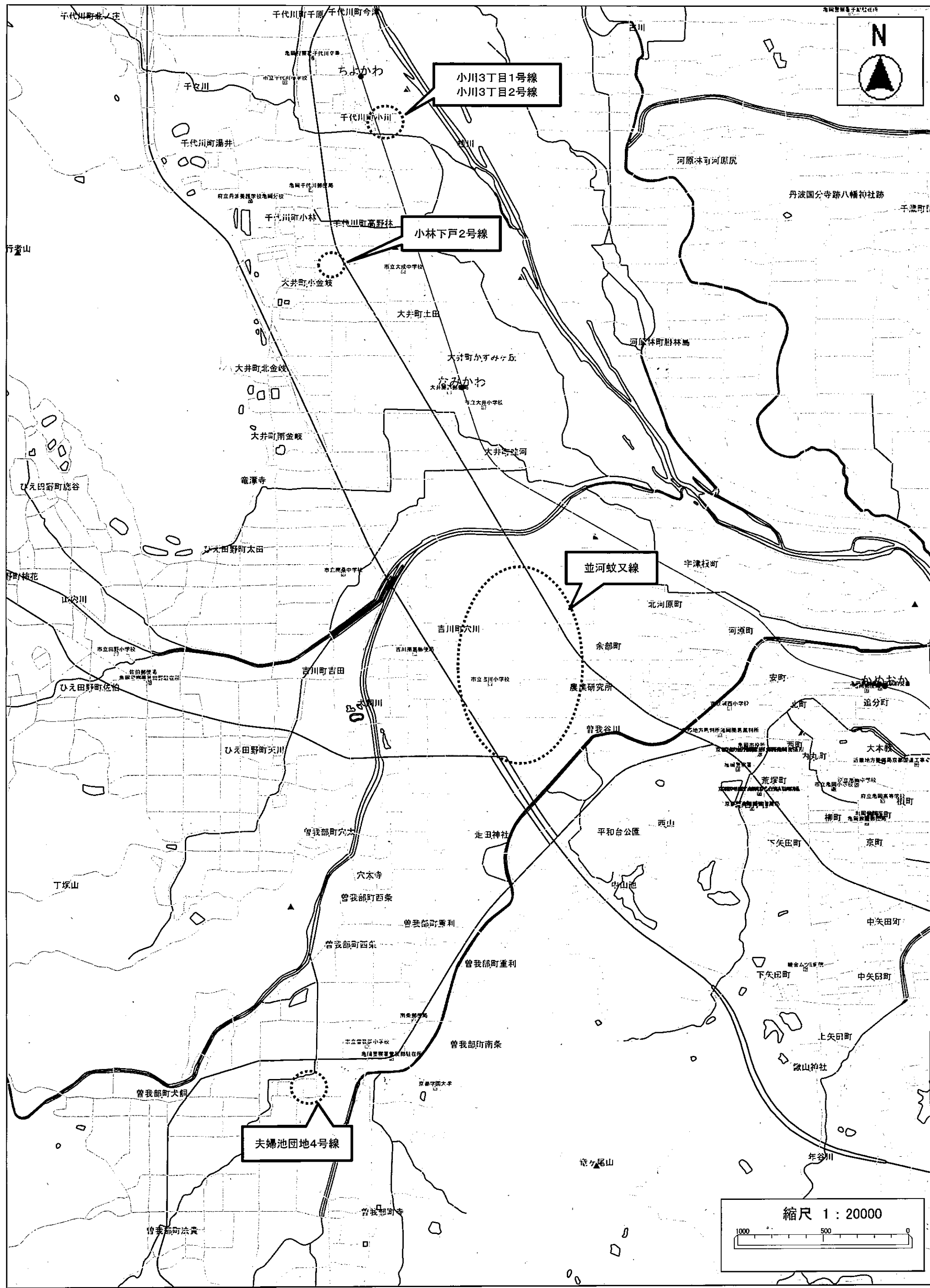
(単位:千円, %)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
区 分	(決算)	(決算)										
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	△ 1,947	△ 420										
積 立 金 (K)												
前年度からの繰越金 (L)	2,435	488	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68
前年度繰上充用金 (M)												
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	488	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68
翌年度へ繰り越すべき財源 (O)												
実 質 収 支 黒 字 (P)	488	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68	68
(N)-(O) 赤 字 (Q)												
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	79	74	78	77	77	77	76	76	75	75	75	74
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金不足額 (R)												
営業収益－受託工事収益 (B)-(C) (S)	768	709	737	682	669	657	644	631	619	606	593	581
地方財政法による資金不足の比率 ((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金不足額 (T)												
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (U)												
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (V)												
健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高 (W)												
地 方 債 残 高 (X)	143,514	133,790	123,890	113,811	103,549	93,102	82,466	71,637	60,613	49,389	37,962	26,328

○他会計繰入金

(単位:千円)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
区 分	(決算)	(決算)										
収 益 的 収 支 分	10,348	9,927	11,207	10,868	10,827	10,784	10,740	10,724	10,676	10,630	10,581	10,532
うち基準内繰入金	8,884	9,034	8,976	8,917	8,857	8,795	8,732	8,669	8,602	8,536	8,468	8,400
うち基準外繰入金	1,464	893	2,231	1,951	1,970	1,989	2,008	2,055	2,074	2,094	2,113	2,132
資 本 的 収 支 分	1,055	3,236	3,295	3,354	3,415	3,476	3,539	3,603	3,669	3,735	3,803	3,871
うち基準内繰入金	1,055	3,236	3,295	3,354	3,415	3,476	3,539	3,603	3,669	3,735	3,803	3,871
うち基準外繰入金												
合 計	11,403	13,163	14,502	14,222	14,242	14,260	14,279	14,327	14,345	14,365	14,384	14,403



位置図

大阪ガス株
豊我部
ステーション

今回認定路線
夫婦池団地4号線(04100)
延長 99.50m

豊我部町 南条

荒木

荒木

起 点

起点 → 終点



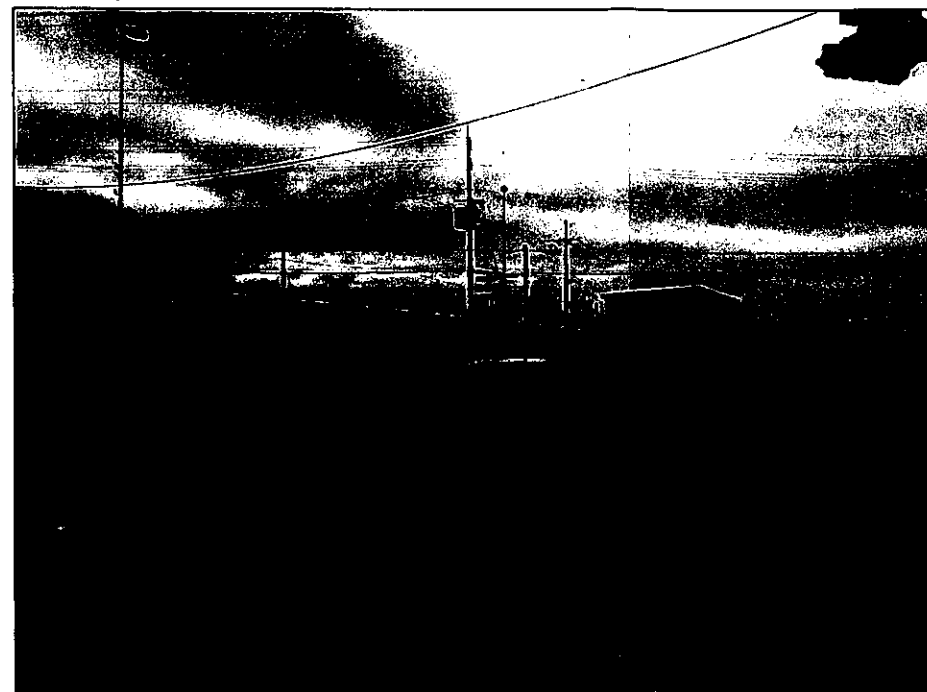
終 点

終点 → 起点

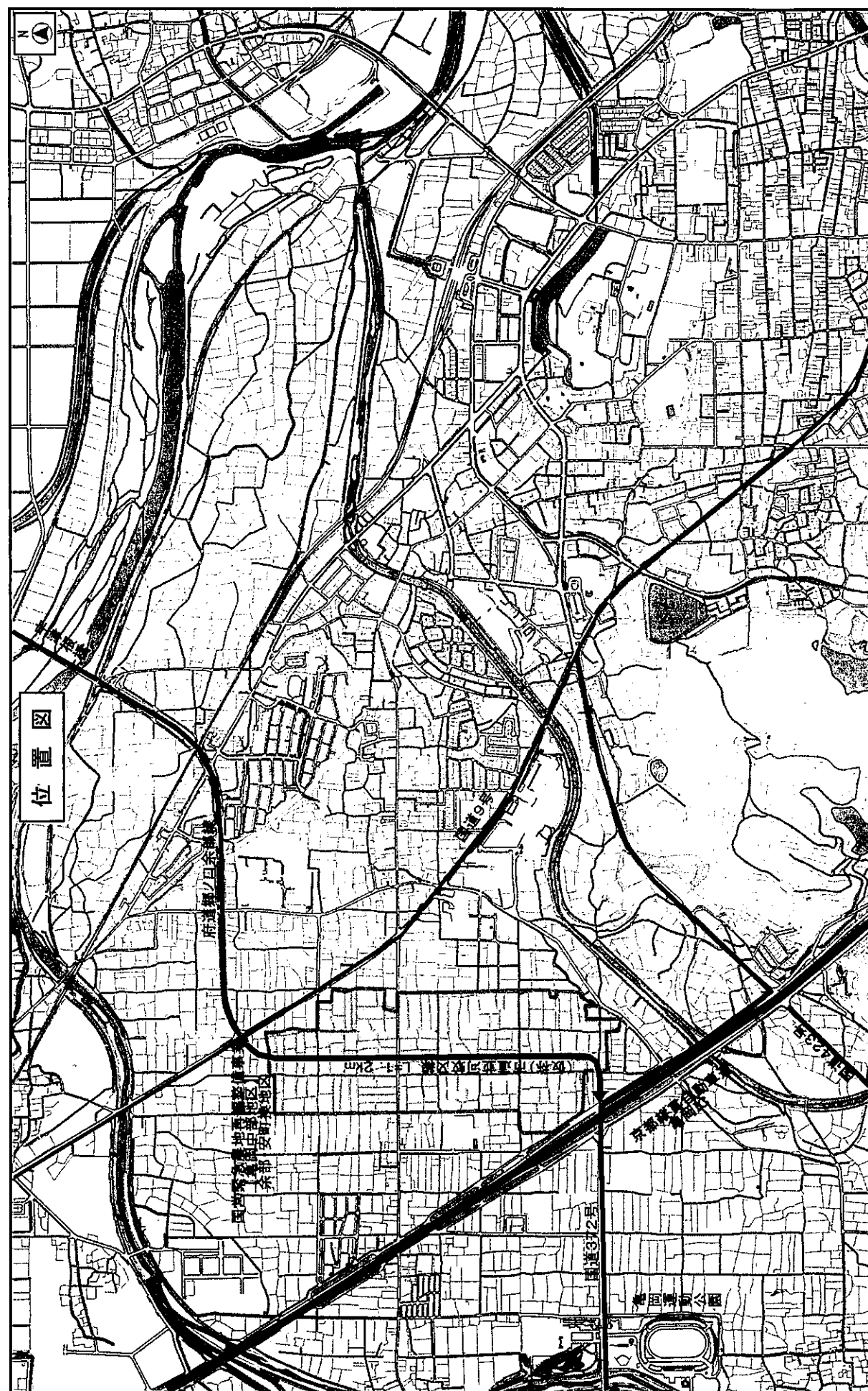


(仮称)市道並河蚊又線

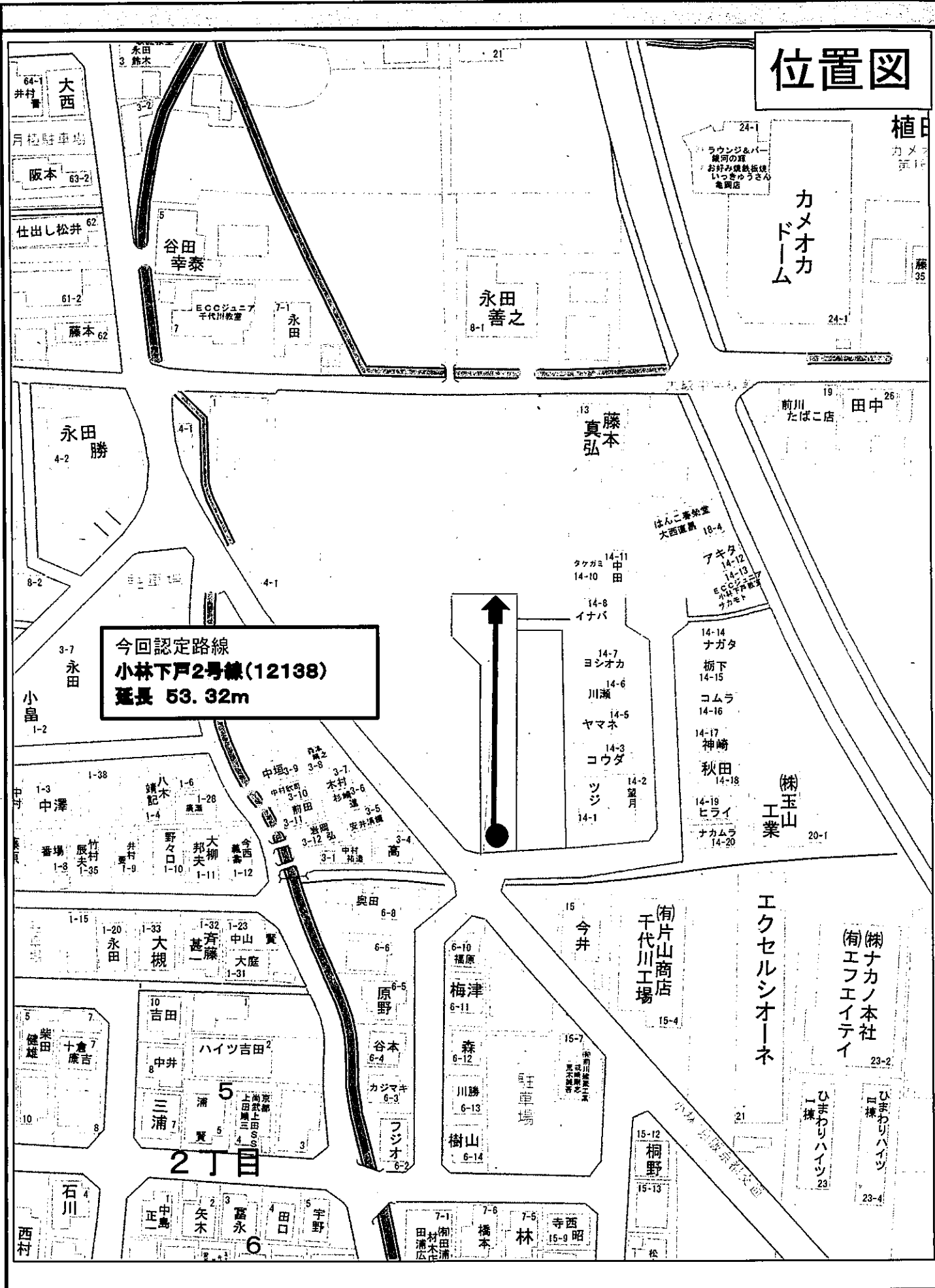
始点
大井町並河西又41-1先



終点
余部町蚊又72-2先

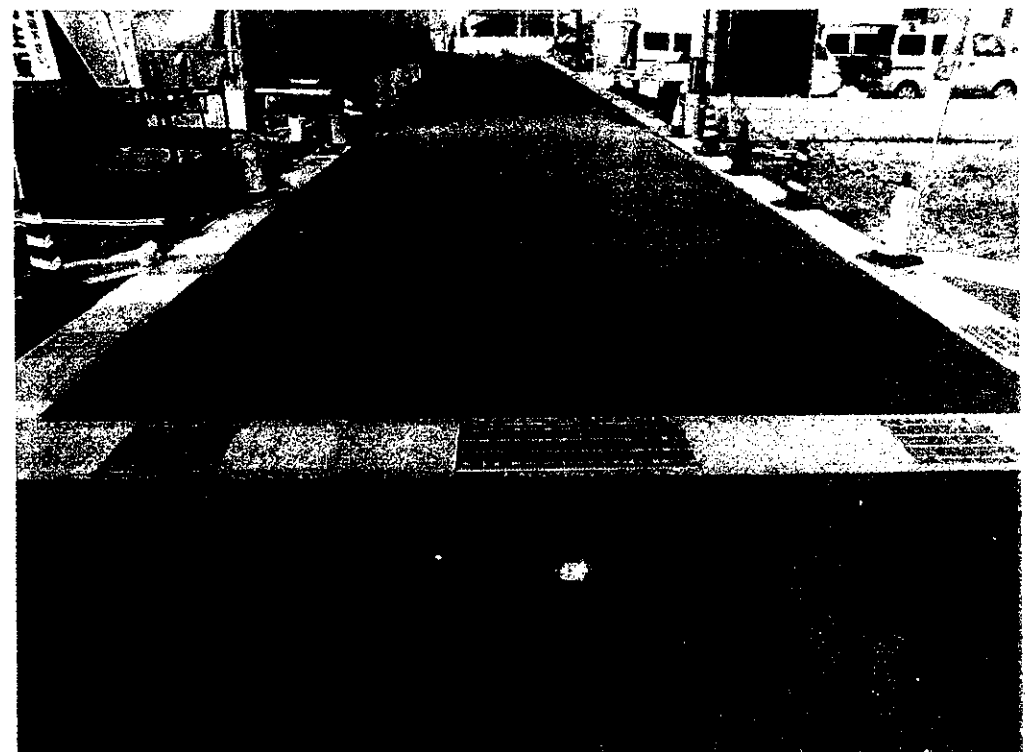


位置図



起点

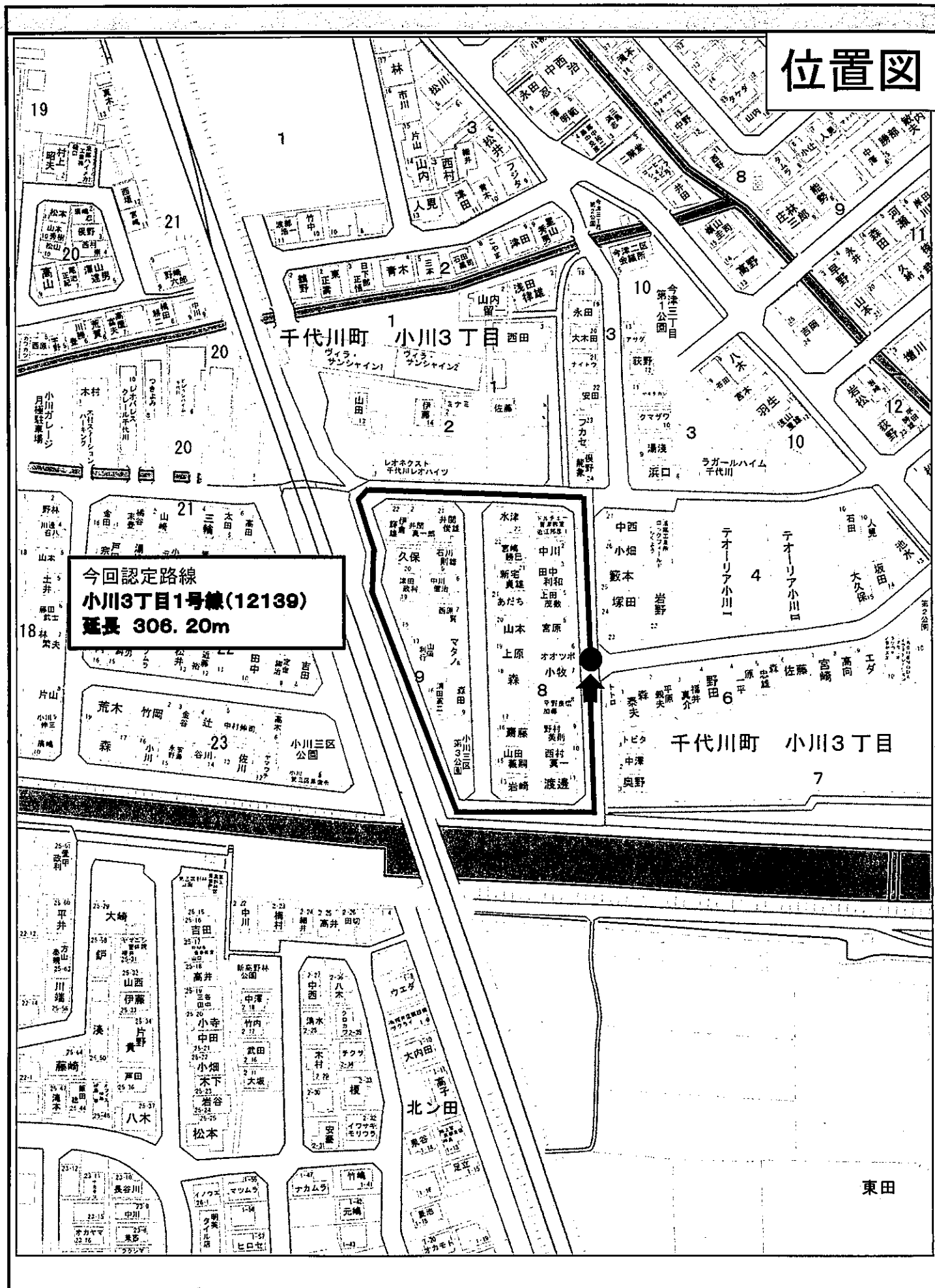
起点 → 終点



終点

終点 → 起点





起 点

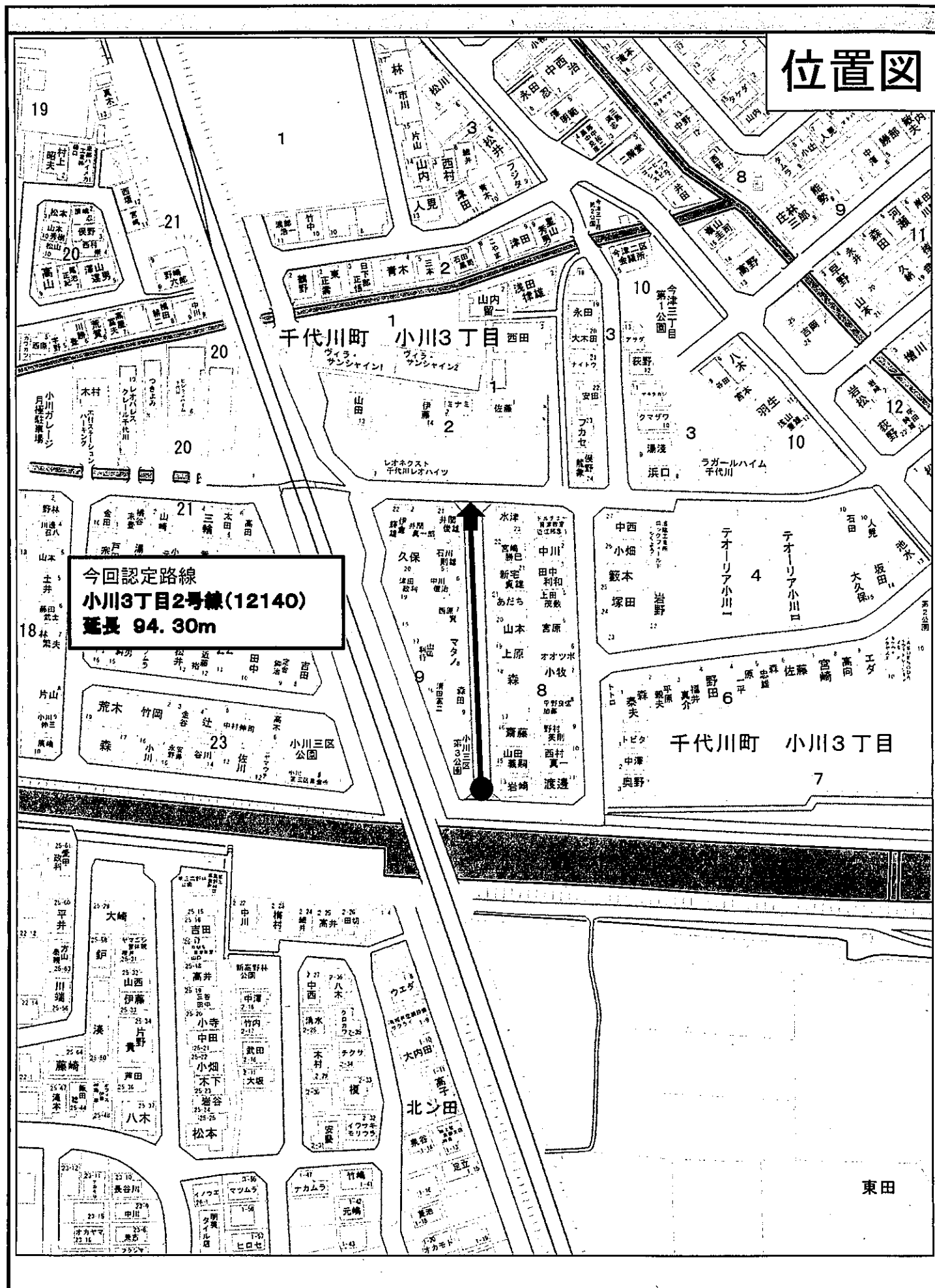
起点 → 終点



終 点

終点 → 起点





起 点

起点 → 終点



終 点

終点 → 起点



わがまちトークで頂いた意見・要望等と回答について

日時(H29.1.14 20:00～21:15)

会場(千代川町自治会館)

テーマ(通学路の安全対策について)

産業建設常任委員会

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
1	通学路である川関小林線は、狭い上に交通量が多い。30キロ規制を警察に依頼したが、スピード制限だけでは効果がないとの回答である。一方通行にするのも難しい状況である。		総務文教 産業建設			
2	川東方面から来て月読橋を通り、国道9号を右折し、八木方面に行く車が多い。赤信号になってから曲がる車も多く危険。右折レーンを整備してほしい。	大きい問題なので、これからも要望を続けていく必要がある。	産業建設			
3	川関小林線の隣などに、新しく通学路をつくってほしい。	PTAと保護者の見解が異なることもある。PTAがこちらの通学路を通るように言っても、保護者は人の多いところを通らせたいということもある。地元住民の幅広い合意形成が必要であり、大人・子ども・保護者・近隣住民を含めて相談し、1つの答えを出していく必要がある。	総務文教 産業建設			
4	通学でJRの今津踏切を渡るが、危険である。警察官が誘導してほしい。地下道を設けることなども考えていただきたい。	踏切事故の話も聞く。拡幅されたのはよいが、交通量も増えたとも聞く。産業建設常任委員会で意見を共有していきたい。以前、並河駅が新しくなった時、住民がJRに陳情し、地下道が設置された。自治会長に任せるだけでなく、皆でJRなどいろいろなところに生の声を届けることも大事である。	総務文教 産業建設			
5	川関小林線が一番危ない。篠の事故の教訓をなぜ他に生かさないのか。何か起きてからでは遅い。早めに対策を講じるべきである。速度制限など強力に取組みを。	道路の改善は難しい。別のルートも検討すべきだと感じている。	総務文教 産業建設			
6	平成29年～30年に農道の拡張工事を検討している。日吉台の中にある市道につながるの、通学路にすることも考えられる。市道の認定をお願いしたい。	予算も考慮しながらではあるが、子どもの安全を最優先にすべきという考えの中で、地元の意見も聴き、できる方法はないか検討していかなければならない。	総務文教 産業建設			
7	車両進入禁止の看板の設置に感謝する。罰則はないものだが効果が期待される。まだまだ多くの危険箇所がある。声を出し続けることが大事だと考えている。	千代川町だけでなく、他の地域でも啓発の看板が設置されたと聞く。地域要望で設置されたものだと考える。	総務文教 産業建設			

わがまちトークで頂いた意見・要望等と回答について

日時(H29.1.18 20:00～21:34)

会場(畑野町公民館)

テーマ(地域こん談会の内容についての意見交換)

産業建設常任委員会

	意見・要望などの概要	当日回答内容	所管	対応		
				参考	報告	調査
1	倒木等の対応に係り、別荘等の所有者に連絡がとれず困っている。自治会で所有者を特定できるような権限を条例により付与してほしい。	宅地等の形状であれば、環境保全担当部署で対応しているが、山林の方では対応できていない。当町ではそのような地域の課題があることを受け止める。	環境厚生 産業建設			
2	宅地においても、倒木等の危険があるので、市職員に来てもらったが、伐採の方法を教わっただけだった。それが現状である。自ら伐採することは困難である。 せめて道路に面したところなど、市で一定の基準に基づき判断されたものについては、強制力を発揮できるような条例が必要である。	宅地の保全に係っては条例を設けており、それに基づいて、調査等を行っている。 所有者の財産であり、行政としても手の出しづらいところである。法の範囲を超えることはできないことから難しい問題である。	環境厚生 産業建設			
3	畑野町における都市計画区域指定のあり方について (参加者間で意見交換)	地域全体の問題として、自治会としてよく話し合って方向性を出していただきたい。なお、東・西別院町、西部4町は、都市計画区域外となっている。	産業建設			
4	スタジアム誘致に関して、地下鉄をつなげるといふ計画を断念したと聞くと、そういうことも検討し、提案できないものか。	将来に向けた参考の意見として受け止める。 道路整備では、新丸太町線、洛西方面へつなげるトンネル化の提案もある。北陸新幹線誘致もあきらめていない。また、国道423号法貴バイパス等、スタジアム建設によって大きな公共事業が進んでいる。より推進できるよう要望していく。	産業建設			